

令和6年 秋の火災予防運動を実施します

暖房等の使用により、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災で亡くなられる方をなくすために、**10月15日から10月31日までの間**、秋の火災予防運動を実施します。

つい忙しさで火の元がおろそかになりがちです。お出かけ前には、戸締りと火の元の点検を行いましょう。また、お休み前には、もう一度火の元を確認しましょう。

☆ 期間中の主な行事予定 ☆



1 一日消防団長・副団長委嘱及び火災予防パレード（10/15）

村内事業所から職員を派遣していただき、一日消防団長・副団長の委嘱を行い、消防車で火災予防広報を実施します。

2 消防車による巡回広報パトロール

消防車で村内を巡回し、火災予防広報を実施します。



3 高齢者家庭査察

女性消防団により、一人暮らし高齢者家庭に対して防火パンフレットを配布すると共に火災予防を呼びかけます。

4 一般対象物査察

消防署、消防団により、一般家庭の防火査察を行い、火災予防及び住宅用火災警報器の設置及び維持管理状況について確認を行います。

5 防火対象物査察

村内各事業所の防火査察を行い、消防用設備等の維持管理状況及び防火管理体制の確認を行います。

6 防災行政無線等による火災予防広報

防災行政無線の活用、消防署・消防団詰所前に火災予防のぼり旗を設置して、火災予防を呼びかけます。

住宅防火 いのちを守る 10のポイント

4つの習慣

- ① 寝たばこは絶対にしない、させない。
- ② ストープの周りに燃えやすい物を置かない。
- ③ こんろを使う時は火のそばを離れない。
- ④ コンセントはホコリを清掃し、不必要なプラグは抜く。

6つの対策

- ① 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- ② 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ③ 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテン等は防災品を使用する。
- ④ 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- ⑤ お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ⑥ 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

